

貸借対照表

(令和 7年 3月31日現在)

(単位 : 百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産		固定負債	-
有形固定資産		地方債	-
事業用資産		長期未払金	-
土地	-	退職手当引当金	-
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	-	その他	-
建物減価償却累計額	-	流動負債	0
工作物	-	1年内償還予定地方債	-
工作物減価償却累計額	-	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	-
航空機	-	預り金	0
航空機減価償却累計額	-	その他	-
その他	-	負債合計	0
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-	【純資産の部】	
インフラ資産		固定資産等形成分	-
土地	-	余剰分（不足分）	9
建物	-		
建物減価償却累計額	-		
工作物	-		
工作物減価償却累計額	-		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-		
物品			
物品減価償却累計額	-		
無形固定資産			
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産			
投資及び出資金	-		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	-		
長期貸付金	-		
基金	-		
減債基金	-		
その他	-		
その他	-		
徵収不能引当金	-		
流動資産	9		
現金預金	9		
未収金	-		
短期貸付金	-		
基金	-		
財政調整基金	-		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徵収不能引当金	-	純資産合計	9
資産合計	9	負債及び純資産合計	9

一般会計

【様式第2号】

行政コスト計算書

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

(単位：百万円)

科目	金額
経常費用	91
業務費用	22
人件費	2
職員給与費	1
賞与等引当金繰入額	－
退職手当引当金繰入額	－
その他	1
物件費等	20
物件費	20
維持補修費	－
減価償却費	－
その他	－
その他の業務費用	0
支払利息	－
徴収不能引当金繰入額	－
その他	0
移転費用	69
補助金等	69
社会保障給付	－
他会計への繰出金	－
その他	－
経常収益	0
使用料及び手数料	－
その他	0
純経常行政コスト	91
臨時損失	－
災害復旧事業費	－
資産除売却損	－
投資損失引当金繰入額	－
損失補償等引当金繰入額	－
その他	－
臨時利益	－
資産売却益	－
その他	－
純行政コスト	91

一般会計

純資産変動計算書

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

(単位：百万円)

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	17	0	17
純行政コスト (△)	△ 91		△ 91
財源	83		83
税収等	83		83
国県等補助金	-		-
本年度差額	△ 8		△ 8
固定資産等の変動 (内部変動)			-
有形固定資産等の増加			-
有形固定資産等の減少			-
貸付金・基金等の増加			-
貸付金・基金等の減少			-
資産評価差額	-	-	-
無償所管換等	-	-	-
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	△ 8	0	△ 8
本年度末純資産残高	9	0	9

一般会計

【様式第4号】

資金収支計算書

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

(単位：百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	91
業務費用支出	22
人件費支出	2
物件費等支出	20
支払利息支出	—
その他の支出	0
移転費用支出	69
補助金等支出	69
社会保障給付支出	—
他会計への繰出支出	—
その他の支出	—
業務収入	83
税収等収入	83
国県等補助金収入	—
使用料及び手数料収入	—
その他の収入	0
臨時支出	—
災害復旧事業費支出	—
その他の支出	—
臨時収入	—
業務活動収支	△ 8
【投資活動収支】	
投資活動支出	—
公共施設等整備費支出	—
基金積立金支出	—
投資及び出資金支出	—
貸付金支出	—
その他の支出	—
投資活動収入	—
国県等補助金収入	—
基金取崩収入	—
貸付金元金回収収入	—
資産売却収入	—
その他の収入	—
投資活動収支	—
【財務活動収支】	
財務活動支出	—
地方債償還支出	—
その他の支出	—
財務活動収入	—
地方債発行収入	—
その他の収入	—
財務活動収支	—
本年度資金収支額	△ 8
前年度末資金残高	17
本年度末資金残高	9
前年度末歳計外現金残高	0
本年度歳計外現金増減額	—
本年度末歳計外現金残高	0
本年度末現金預金残高	7
一般会計	

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産整備の手引き（平成27年1月 総務省）に定める評価基準及び評価用法により評価しています。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

定額法を採用しています。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3. 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4. 偶発債務

該当する債務はありません。

5. 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

(2) 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に
係る出納整理期間（令和7年4月1日～令和7年5月31日）における現金の受払い等を終
了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合が
あります。